

令和6年第1回 議会運営委員会

1. 日 時 令和6年1月22日（月）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 令和6年第1回白井市議会臨時会について
①提案予定の議案等について
②会期日程及び議事日程について
(2) 議会改革に係る議会運営委員会の検討事項について
(3) その他
4. 出席委員 柴 田 圭 子 委 員 長・広 沢 修 司 副 委 員 長
石 井 恵 子 委 員・長谷川 則 夫 委 員
田 中 和 八 委 員・徳 本 光 香 委 員
岩 田 典 之 議 長
秋 谷 公 臣 副 議 長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
市 長 笠 井 喜久雄
総務部長 松 丸 健 一
総務課長 齊 藤 祐 二
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永 井 康 弘
係 長 今 井 好 美
主 事 金 子 直 史

会議の経過

開会 午前10時00分

○永井議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので始めさせていただきます。

まず、会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田委員長 おはようございます。

1月も、早くも20日間過ぎてしまいまして、あっという間のような気がします。今年の第1回目の臨時会になります。結構大きな交付金とかございますので、よろしく日程調整とかお願いします。

終わった後、申し訳ございませんけれども、そういう意味でなかなか議運の日程調整ができないので、その後に、議会の改革についてペンディングになっている幾つかありますので、時間がある限り進めたいと思いますので、御協力よろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。

元日に起きた能登半島の市の対応につきましては、この後、全員協議会で詳細について説明をさせていただきますので、今回はこの件には触れません。

本日はお忙しい中、令和6年第1回市議会臨時会に関わる議会運営委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。

第1回市議会臨時会は、本日1月22日、月曜日、午後1時30分に招集をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

市から提案いたします議案は、令和5年度一般会計補正予算についての1件となります。

詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等つきましては柴田委員長をお願いいたします。

○柴田委員長 ただいまの出席は6名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。

これより令和6年第1回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、令和6年第1回白井市議会臨時会について、1、提案予定の議案等についてを議題とします。

執行部より、今臨時会に提案予定されている議案の内容について説明をお願いいたします。

総務課長。

○齊藤総務課長 それでは改めまして、おはようございます。

私のほうから、本日提案させていただきます議案の概要について、説明のほうさせていただきます。

議案第1号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第12号）、所管課は財政課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,124万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241億1,721万1,000円とするものでございます。

主な補正の内容でございますが、歳入歳出予算といたしまして、いずれも国から交付されます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するものとなっております、1点目が、物価高騰の影響を受ける令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり7万円の価格高騰支援給付金を支給するため、所要額を計上するもの。

2点目として、18歳以下の子供を扶養しています令和5年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対して、子供1人当たり5万円の価格高騰支援給付金を支給するため、所要額を計上するもの。

3点目といたしまして、物価高騰の影響を受けます市内の保育等サービス事業者に対しまして、事業所規模に応じて40万円から70万円の支援金を交付するため、所要額を計上するものでございます。

なお、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用につきましては、この後の議員全員協議会で説明のほうをさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○柴田委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 補足説明はないものと認め、執行部は退席をお願いいたします。ありがとうございました。

では次に、議題1の2、会期日程及び議事日程についてを議題といたします。

議会事務局より、会期日程案及び議事日程案について説明を求めます。

事務局長、お願いします。

○永井議会事務局 それでは、会期日程案及び議事日程案について御説明をいたします。

お手元に配付をさせていただきました議事日程案を御覧いただきたいと思います。

まず初めに、第1回臨時会議の会期日程案でございますが、本日1月22日の1日でお願

いたします。開会は午後1時30分を予定しております。

次に、議事日程案につきましては、お手元に配付の案のとおりとなります。読み上げさせていただきます。

令和6年第1回白井市議会臨時会議事日程案でございます。日程第1、会議録署名議員の指名について。日程第2、会期決定について。日程第3、諸般の報告について。日程第4、議案第1号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第12号)についてでございます。

議案につきましては、臨時会となりますので、申合せのとおり委員会付託を省略し、本会議方式により質疑、討論、採決でお願いいたします。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○柴田委員長 ただいま説明のありました会期日程案及び議事日程案について、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

事務局より説明のあった会期日程案及び議事日程案について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議題1を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は、午後の臨時会閉会后といたします。再開時間は閉会后にお伝えします。よろしく申し上げます。

以上です。

〔休憩 午前10時07分 再開 午後2時30分〕

○柴田委員長 会議を再開します。

朝方に引き続き、本会議終わった後でお疲れとは思いますが、ちょっとお時間頂きたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議題の2の議会改革に係る議会運営委員会の検討事項についてということを経験としてしたいのですが、資料、サイドブックのほうに入れてあるのですが、一度お目通しとかはしていただきました。

〔「しました」と言う者あり〕

○柴田委員長 ありがとうございます。

それでは、ペンディングになっているものから順番にやりたいのですが、まず、ペンディングになっているものの一番最後のページ、4ページの今回最初にやるのは、映像に映る部課長の名前をなくして、役職名のみとしてはどうかということが、この間、た

しか議長のほうから、議長が議場において呼ぶときはどうしているのだろうという質問が出たので、それも併せて調べておきましょうということで、それが一覧表でお配りしてあると思います。その資料は出ましたか、2の2という資料です。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 これ見ると、呼ぶときは役職名だけ、名字と役職という感じで、その現場での議長の指名の仕方は、名前と役職というのが多いのかな、パッと見た感じ。

じゃあ、左側の動画のテロップはどうでしょうというと、役職のみというのも結構目立ちますし、なしというのもあるのです。白井市、一番下、名字と役職がテロップには出てきます。

これを、もうずっと未来も見ていくものなので、名前と顔が一致してしまうということは、その役職から外れた場合は、それは個人情報保護としても不要ではないかということで、外してはどうですか、役職のみにしてはどうですかというのが提案なのですけれども、御意見ありますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 今この表を見て、会議録は全てフルネームプラス役職ということは、印刷物はこれで残っているという中で、動画のテロップと議長の呼び方だけちょっと違うなというのは、これでよく分かるのだけれども。

そうすると、動画のテロップ、これは個人的な意見ですけれども、役職のみにしても大丈夫かなと。議長が呼ぶときは、名字プラス役職でいいかなと思っています。

○柴田委員長 長谷川委員、今おっしゃったのは、動画の場合は役職だけでいい。そして議長が呼ぶときは、名前プラス役職というのでよいのではないかとお考えになるという御意見ですね。分かりました。

ほかにございますか。

議長。

○岩田議長 私は現状維持でいいと思います。役職やめられて、あるいは10年たっても20年たっても、動画の上では、例えばテロップが役職名のみでも、呼ぶときは今までどおり何々部長と呼ぶわけですから、あえてその下だけを何々部長だけにするというのはいかなものかだと思いますので、私は現状のままでいいと思います。

以上です。

○柴田委員長 ほか、どうでしょうか。

石井委員。

○石井委員 私も現状で何か不都合があるのかなというのが疑問なのです。現状でいいという考えです。

一つは、この部課長の名前をなくす、役職のみにするとかという提案者からのお話なのですが、これ何か問題があって、また不都合があって、こういうことをお願いしたいと執

行部のほうから言われたことではなく、議員のほうからこれを提案しているというところに、これがよく分からないのです。本当に何か不都合なことがあって、部課長のほうから、こうしてほしいというお話があったのだったら、なるほどと思うのですけれども、こちら辺をできれば市民の声さんのもう一回説明していただけるとありがたいのですが。不都合がなければ、現状でいいと思っています。

○柴田委員長 提案者は小田川議員なので、小田川議員が手を挙げたので、委員外発言お願いしてよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○小田川議員 今、石井議員のほうから、この発言者の表記について、お願いされたのかとか、今までにその不都合はあったのかということですが、私は直接そういったことを聞いていませんし、頼まれていないというのが事実です。

ただ、そもそもこの疑問を持ち始めたのが、個人情報保護法が改正になったことにより、執行部と、それから議会と別々に条例を持つようになったところがきっかけであります。

そうなった場合に、もし不都合があるかもしれない、もしくは執行部の対応とずれているところがあるかもしれないとなったときに、執行部のほうからお願いが来るのだろうかというのも、一つ疑問にも思いました。ですので、最終的にお伺いを、こちらから確認をするというのを正式なルートで必要かなとは思っています。

ただ、提案に至る中では、働いているときに名前と顔を公開するということは、職務の一つとして致し方ないと思ってはいても、退職した後まで、こちらから追っかけて消すことはできないので、退職してもそのまま残すことは、私はやっぱり個人情報の漏えいに当たるのじゃないかなというふうに思っています。

○柴田委員長 個人情報として特定されることになる。

○小田川議員 はい。何で録画かという、映像の中で顔と名前が一致するところが個人情報になってしまう。議事録であれば名前だけなので、そこで特定はできないけれども、映像においては、顔と名前が一致するところが、特定されてしまうという個人情報の漏えいに当たるのじゃないかなというふうに思いました。

職務として、市役所の中で働いている間は、それもお仕事の一つとなっても、退職してまで、それを課してしまっているのだろうか。退職してから一定期間、録画は残りますし。というふうに思います。

一応、私が調べた中では、国家公務員においては役職の中で、公開する、しないという基準が定められているそうですが、地方公務員においては、そういった具体的な一定ルールの定めというものは見当たりませんでした。

情報公開クリアリングハウスというところの調べによると、今現在、録画をしている自治体において、顔と名前と一致して放映しているところは多いけれども、それを退職した

後に削除しているかというところまでの資料とか調査がなかったので、そこは分かりません。

以上です。

○柴田委員長 説明ですけれども、石井委員。

○石井委員 御説明ありがとうございました。

今までにおいて、今のような状態でやっていて何ら不都合はなかった。

また、今、対象になっているのは、執行部の名前をどうするかの話で、執行部からあえて、このようなことを問題にしてくれとか、お願いされたことはないという話でした。であるならば、議会改革はこういうことじゃないと思うのです。これ、我々のことじゃなくて執行部のことなのです、名前を出すとか役職を出すとか。

また、個人情報云々かんぬんを言うのであれば、それこそ議事録の表記自体、考え直さなくちゃいけないのじゃないかと思うし。それよりも、執行部の御本人たちのほうから、そういう要望やお願いが出たときに初めて話をすればいいのであって、私はやはり説明を聞いても、現状維持で構わないと思っています。

○柴田委員長 ほかに意見ありますか。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 私も現状維持でよいかと思います。執行部のほうから言われたわけではなく、そもそもここで議論する内容ではないと感じてしまうのですけれども。議員も、退職というか、議員でなくなってから残ったりしますし。

○柴田委員長 それはちょっと話が違う。

○広沢副委員長 同じことだと思っています。

以上です。

○柴田委員長 長谷川委員、どうですか。今そういう意見を。この一覧表を見る限り、役職のみというのも少なくはない、結構ある。半分ぐらいあるのかな。だから、それを取り入れること自体については、別におかしいことだとは私は思わないのですけれども、確かに執行部のほうから申入れがあったわけではない。

ただ、個人情報として、顔と名前で合致してしまう。それが役職から離れても、顔と名前が合致し続けてしまうということに問題意識を持ったと、小田川議員は、そういうことだと思います。

会議録だけであれば、名前が出てくるだけだから、顔と名前と一致するわけではないので、そこで個人の情報が特定されてしまうということを危惧したということだと思いますけれども。

ほかに意見。

田中委員。

○田中委員 私も、はっきり言って、どっちでもいいなという感じです。これは議会改革

ではないと、はなから私は思っております。

それで、途中から直すのであれば、現状のまま全然問題はないかなと、これが私の意見でございます。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 小田川議員の説明を聞いて、私は納得しました。先ほど、どうしてこれが問題なのかという質問に対して、顔が出ていて名前が一致するというのが問題だという論点だったので、なので、会議録では構わないということですよ。別に名前が出ていても、その人がどういう、この人だと外で見ても別に一致しないし、誰も分からないということなので。

それから必要性という意味でも、やっぱり役職者として執行部から発言しているわけですから、その人の個人の名前が出なきゃいけないという理由も特になんというふうに思います。

それから、ほかの市でも役職のみで表示が多くされていて、もう一つの理由、それで個人情報保護法とか国家公務員のほうは定めがあるというような観点で、単に執行部から要望がないというのは、そこまでの、今現状、名前が出ているという中で、もっと進んだ個人情報保護の意識で変えてほしいと、まだ言ってきていないというだけだと思うので、先行して、こちらがそういうふうに整えるということは、いいことじゃないかなというふうに納得しました。

以上です。

○柴田委員長 ということですが、長谷川委員は、最初は役職のみという感じでしたけれども。

○長谷川委員 私は先ほど言ったように、役職のみの掲示が多いので、そうしても問題はないという発言をしました。その中で、現状、今、皆さん現状でいいよというのが多ければ、致し方ないなとは思いますが。

○柴田委員長 今のところ、田中委員と石井委員と広沢委員が、別に現状でいいのじゃないかというところですよ。

取りあえず、現状、執行部のほうから、どうかしてくれという話があるわけではないというのも現実あるので。これは執行部のほうから、何かと言われてたりしたことありますか。特になんいですね。

取りあえず、これはこのまま様子見るということで、それこそ執行部のほうで、もしそれがあつた場合は、申入れがあると思うので。

石井委員。

○石井委員 このまま様子見るじゃないですよ。今、全員で意見言ったのですから、まとめてください。

○柴田委員長 2人以外は、このままでいいということなので、そのほうが多いのですけ

れども、多数決というよりも、まとめられるとしたら、このままでということがいいです
となってしまうそうですけれども、どうですか。それでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、この件については、そのまま現状維持ということにします。

次は、一般質問のところで、長さについて協議があったと思います。次は、一般質問に
おける議員別発言時間一覧というのが次の資料であると思うのですけれども、出ますか。

共産党さんが、質問者の発言時間を決める。検討項目最後のページ、4ページ目の7番、
本会議における一般質問の質疑・答弁の円滑化で、質問者の発言時間を決めるというこ
とで、これは前回諮ったことがあるので、その資料がありましたので、それを皆様に出して
もらっていいですか。

これは、平成28年に諮っているので、共産党は、徳本議員とかがこの議会に入る前です。
執行部の答弁がすごく長かったことがあって、1回諮ってもらったことがありました。そ
れがこの結果なのですけれども、どうでしょう。

長谷川委員。

○長谷川委員 委員長も御存じだと思うのですけれども、印西環境整備事務組合は、制限
時間、質問時間が30分です。30分でやると、答弁も含まれるので、どうしても1時間以上
かかる場合もあります。それを考えてみると、相対的なところで60分が妥当だと私は考え
ます。答弁を含めて。

○柴田委員長 ほかの方どうですか。

石井委員。

○石井委員 提案者に質問をさせていただきます。この本会議における一般質問の質疑
答弁の円滑化を題名として、質問者の発言時間を決めるというのは、発言者の質問時間を
30分にするとか、40分にするとか、そういう時間を決めるということですか。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 そうです。発言時間を保障するという言い方になるかもしれないです。流動
的になってしまわないように。そういうことです。

○柴田委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。ということは、提案者のお考えは、質問者の発言時
間を何分にしたいというふうに考えてらっしゃるんですか。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 今回、資料を出していただいて、見た感想としては、直近の分も一度調べた
いという思いはあったのです。やっぱり途切れてしまう、1時間で十分に発言できずに終
わっている方も、今期の議会でもあったので思ったのですけれども。

何分にしたいというのは、もう一つの資料、出していただいた。

○柴田委員長 2の3という資料、1個前の資料です。

○徳本委員 そちらのほうと、二つの資料を比べたいのですけれども。前提として、今とか今まで皆さんが発言していたより、短い時間に抑えて決めるというのだと、議会改革ということにならないと自分は考えているのです。

なので、今までなるべく多かった人にそろえて、短くてもいいことになっていますので、当然60分以内でもいいし、発言が例えば40分ということになれば、それ以内で終わるのは構わないので、今まで、過去の発言者の発言時間より、短くはならないほうがいいなと思っています。もう少しサンプルがあるといいなと思っています。

ということで、6月24日の議運の資料を見ますと、数えてみたら、このとき質問している人が17人いて、7名が30分以上ということなので、30分にしてしまうと、ほかの議会では半数以上の人が、それまでより短い発言時間になってしまうなと思いました。

それから、他市の状況を見ると、質問のみ30分というところもありますけれども、私の考えでは、改革ということで、発言時間を今までよりも保障してほしいという思いなので、銚子とか旭市のように40分であれば、この資料の場合ですね。平成28年の資料を基にした場合だと、40分にすると、皆さん確保できるということになるのかなと思いました。

でも、もうちょっとサンプルとか検討が必要だとは思っていますけれども、30分はないというふうな結論までは今、考えてあります。

○柴田委員長 田中委員。

○田中委員 これは、一般質問に対してということでお話をさせていただいているのですけれども、市の行財政全般、これにわたって執行機関に対して説明を求め、または、その所信を問いたですとか、そういうものだと私は一般質問に対して考えています。

これは議員一人一人が、執行部から回答を多く引き出したければ、質問を減らす、うんちく述べたければ、自分の意見を長く言う、こういう形で行っていると思っています。

なおかつ、例えば今の一問一答方式で、白井議会がこれをやっていこうというような形になると、事務局ももう一人、タイムキーパーみたいなのが必要に当然なってきます。それだけの余裕があるのかどうかというのは一つありますよね。

思い切って総括的に御質問して、一問一答じゃなくてやっていくのか、そういうところまで行くとは思うのですけれども。私は、一人一人の議員がどちらを選ぶか。40分、自分でお話ししたければ、40分やればいいことだし、いっぱい取りたいければ、逆に20分ぐらいの自分の言葉で質問を発して、執行部から答えを40分聞くとか、40分以内でも結構ですけれども、決めることではないと思っています。

以上です。

○柴田委員長 ほかの方、意見ありますか。

石井委員。

○石井委員 白井の一般質問は、こちらの質問と執行部の答弁と、とにかく両方合わせて60分ねという約束だと思うのです。

質問の内容によって、一般質問の項目によっては、こちらが説明したくて、議員のほう
が、ほかの市がこんなふうになっている、こっちの市はこんなふうになっていると、そう
いうことも含めて説明したくて、とても30分じゃ足りないわという場合もあるし、また逆
に、こちらの説明よりも、執行部からもっともっと答弁を引き出したい、もっと執行部に
しっかりと答えてもらいたいという場合もあると思うのです。

それを議員の発言は30分ちゃんと確保してねとか、40分と決めましょうというふうにな
っちゃうと、私もっとしゃべりたいのだけれども、そこでストップねということになっ
ちやったり、あるいは執行部から、もうちょっと答弁引き出したいんだけど、でも、
もう時間なのということになっちゃうと、そういうことがちょっと懸念されるのです。

なので、私は現状で、自分の配分された、質問して答弁を求める60分の中でやり取りを
自分の中で考えてやればいいんじゃないかなと思うのです。

私も今まで16年やって、ほとんど毎回一般質問やっていますけれども、項目によっては、
自分がしっかりしゃべりたい項目もあるし、自分がしゃべるより、しっかり答弁を引き出
したいということもあって、時間がいつも決まっているわけじゃないと思うのです。なの
で、現状で、私は何ら不都合がないなと思っているのですけれども。あえて決めちゃうと、
あと1分しかないとか、あと2分しかないとかという感じになっちゃうのは、逆に自由闊
達な質疑ができないんじゃないかなというふうに思います。

○徳本委員 今おっしゃった理由が、まさに今の現状で感じていることです、私は。

というのは、もう時間がないというのがあります。つまり、例えばイエス、ノーで答え
られるような質問をしているのに、残り1分で、この制度はこういうものです、みたいな
答えが長くなっちゃうということです。そういう場合でも、発言時間を決めれば、安心し
て聞いていられるわけです。そういう質問の答えじゃないことがずっと答えられた場合
でも、自分の発言時間は、例えば残り3分であれば、3分残り続けるので、落ち着いて聞
いて、また自分の質問だけをすればいいのですけれども。相手の長さによって、こちらの
発言時間が短くなってしまうということをコントロールできないまま、当日やるという
のが、私みたいにシナリオをほとんど作らないというか、自分の発言は作るけれども、相
手の方がどう答えるかということを事前あまり打合せをしないようにしていますので、
当日どのくらいの長さでお答えになるか分からないということがあります。

もっと話したいわという場合に不都合になるということなのですからけれども、それこそ
先ほど申したように、もう少しサンプル集めれば、たくさん話している場合でも、マック
スどれくらいかというのを出せると思うのです。

今出た場合だと、長くても40分ということなので、幾らたくさん説明をしたいという一
般質問の場合でも、多分60分の中で、50分とか55分しゃべるとい人はいないのだろうな
というのが、この今回のサンプルを見ると分かるので、それこそ発言時間を決めれば、そ
の中でしっかり説明を十分できるような準備ができるんじゃないかなと私は考えていま

す。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 先ほど私が言ったように、議員の発言時間を30分にしたときは、想定の長さ60分ではないという現象がどうしても起きます。

というのは、執行部の答弁も含まれてきますから、そうすると、その議員に対して、全ての答弁を含めると1時間以上になってしまうことはあります。

要は、そこで40分確保した上で、1時間で収めなさいとなると、執行部の答弁は当然短い。そういったところをちゃんと決めないと、議員の発言だけ決めていいかというのは、ちょっと考え方が納得できないかなと。

○柴田委員長 ほかにどうしたらいいというような腹案とかありますか。

○長谷川委員 私は今のところで、長くても34分ですから、議員の工夫で何とかやっつけていけるかなと。60分の中でね。

○柴田委員長 このときは、物すごく長い答弁で、要は質問をすることすらできないような状況になったという実際があったので、こういうふうに諮ってみる。そしたら、30分は確保しようじゃないかというような話でこのときやったのだけれども、実際、皆さん大体、長くても39分です。でも、大体が30分未満ぐらい、30分ぎりぎりか、そのぐらいで終わっているのだねということが分かり、取りあえず当時は、1時間そのままということになったと記憶しています。

○長谷川委員 この調査をする前に、答弁が非常に長かったことがあったので、それは時間計っていなかったもので、何分だったのか分かりません。何分、執行部が答弁したか。

ただ、実際計って見たら、この長さだったのではということ、たしか30分という取決めはしなかったなと私は思っています。

○柴田委員長 徳本委員は、この提案されるとき、かなり自分の質問が制限されているというふうに思われていらっしゃるわけですか。

徳本委員。

○徳本委員 そうです。私は1期目のときから、ほかの議員の質問でも感じているのですが、質問した内容に答えておらず、今までの経緯ですとか、ちょっと違う内容で長く答弁されるというケースも多いなというふうに感じています。それを直してもらおうというのはなかなか難しいと思っていて。そのままであっても、むしろ執行部が十分に説明したいことを説明したとしても、議員の発言も確保できるという方法として、両方にとっていいかなというふうに思っています。

○柴田委員長 どうでしょう。決めることではないという人もいますし、実際にもうちょっと考えたほうがいいのではないかという人もいます。

長谷川委員は、印西クリーンセンターの状況を見て、30分と決めるとかなり長くなってしまふことがあるということですね。

石井委員。

○石井委員 私は一般質問の時間を決めるべきじゃないと言っているわけじゃなくて、現状、一般質問の時間というのは、議員が質問して執行部が答弁返ってきて、全部で1時間、60分というふうに現状決まっているわけです。この中で、質問する項目によって、やり取りをしているわけですから、それは今までどおりに、自由に自分で考えて、このときはこうしよう、あのときはこうしようというふうにやっていけばいいので。私は決めるべきじゃないと言っているのじゃなくて、現状1時間と決まっているわけですから、この現状でいいと思っています。

○柴田委員長 何も変えなくていいと。どうですか。でも、それだとというふうに思っている委員もいるわけなので、もう1回諮ってみるというのも、またあるかなとは思いますがけれども、時間たっていますしね。平成28年、8年前になるので。もう一回やってみましょうというのは、ありかなとは思いますがけれども。

○石井委員 それは、委員長の意見ね。

○柴田委員長 どうですか、広沢副委員長。

○広沢副委員長 議員の質問時間を確保するという考え方で、執行部の答弁が長いとか、質問している意図じゃない返事が来るだとかということが直るわけではないわけでありまして。そういう意味では、例えば議員が30分、執行部が30分と決められても窮屈ですし、じゃあ一気に40分、執行部が時間を計るとか、いろいろあるとは思うのですけれども、そうすれば解決するかというと、根本的にはそうじゃないような気がしていて。

質問の趣旨なんかは、伝わるように事前に言うておくこともできますし、そこが伝わらないというのも、本当に基本的な部分だと思うのです。

あとは、時間の意識というのは、トータルで何分というのが、何人もの議員が質問する中で、トータルで何分という考え方は必要だと思います。何分確保して、それ以外の部分は分からないということであると、運用上も難しいというか、読みにくくなりますし、トータルで何分という意識を持って進めていくには、現状のままが望ましいと思います。

○柴田委員長 組合議会は、三町はどうしていますか。

徳本委員。

○徳本委員 柏・白井・鎌ヶ谷の衛生組合では、答弁を含めて30分です。

○柴田委員長 全部で30分。半分。

○徳本委員 全部で半分の30分なので、短いとは感じています。

○柴田委員長 消防はどうですか。

○秋谷副議長 去年まで議長だったんだけど、60分目いっぱいやる人と、15分の人、30分の人、取りあえず最高が60分。

○柴田委員長 最高が60分。その中で、自分で短くしようが長くしようが。

○秋谷副議長 その中で、自分で、これだったら相手がこのくらい返ってくるなという、

そういう臆測の元に、次の質問を皆さん考えているみたいですので、60分ぎりぎりまでやる人というのは、そんなにいないです。

○柴田委員長 要は、60分という持ち時間の中で、構成して組み立てていくということですね。

○秋谷副議長 そう。

○柴田委員長 印クリはちょっと長いかなということは確かにあるかもしれないですけども。どうなのでしょう。要は、その時間というのは自分の持ち時間なので、例えば答弁がすごくちぐはぐだったら、そこで議員が、ちょっと待った、それは違うというふうな持っていき方をすることも私はできると思うのです、一般質問でも。それは私が求めている答えじゃないと、こんな経緯を聞きたいわけではないと。質問がちゃんと通じていないということであれば、そういうふうに行って矯正をしていくということもありなのかなと思うのです。

皆さん、1回諮ったときに、本当にもっと、みんなオーバーしているような感じなのかなと思っていたのですけれども、実はそうではなく、大体30分未満で終わらせている人が多かったというのも現実だったので、自分の持ち時間の中で、執行部の答弁について矯正を加えていくというようなテクニックを委員のほうが持てば、もうちょっと、そういう意味での改良ができるかなと思ったりするのですけれども、それでどうでしょうか、徳本委員。

○徳本委員 自分以外が、そのままでいいとおっしゃっているのもうしょうがないなと思います。

ただ、私としては今まで努力してきた、5年目ですけども、一般質問の点でイエス、ノーで答えてくださいねと言ったり、端的にお答えくださいと言ってみたり、今回というか、12月議会に関しては、ちゃんと意図を伝えて、資料も渡して、こういうふうな質問をするから、それへの答えを下さいという、ちぐはぐにならないための努力というのも珍しくしたのです。リアルタイムでやり取りするというだけではなく、ちゃんとこちらの目指すところを理解してもらって資料もお渡ししたりとか、努力した結果、やっぱり当日、全くかみ合わないということで、なかなか苦しいなと思ってはいますけれども。繰り返し言って、根本的にもっとかみ合う答弁になるようにするしかないのかなというのは思いました。

○柴田委員長 端的な答弁をお願いしますとか、最初にそういうようなことを言うておくとか、あるいは、もうちょっと議会として、きちっとした答弁が、あまり外れた、こちらの趣旨とは違うようなものにならないように端的にお願いしますということをあらかじめ伝えておくとか、そういうような手段は講じられるかなと思いますけれども。

徳本委員。

○徳本委員 あと、副市長さんにお聞きしたのは、千葉県議会だと、そういう指導をする、

間に入る職員さんもいたということなのです。きちんとした答弁しないと恥ずかしいよということで、あれは答えになっていなかったよというような、執行部側でもちょっとレベルアップしてくれて、逆に議員の側にも言うてくださればいいとは思うのですけれども、そういう仕組みを提案するというのも。もしくは、私がもっと丁寧に、一般質問終わった後、また、あの意図はこうだったと言って、一つ一つやっていくというのも手かなと思いました。

今回、発言時間の保障というのは、賛成は得られないので、しょうがないかなと思います。

○柴田委員長 特に皆さんの中で、一般質問について、執行部に対し、それこそ射た答弁してほしいとか、そういう申入れを必要と感じたりするような委員の方いますか。いないですか。

田中委員。

○田中委員 そこに直接かどうか分からないですけども、大体、私の場合などは、事前に自分のほうから、このぐらい時間使いたいので、答弁はこのぐらいの時間で考えてくださいということをお願いしているし、一般質問の前に、必ず議長が、簡潔にと、要領よくというようなことまでおっしゃっているんで、それほど、この時間に関して、どうのというようなことは、今まではなかったです。

○柴田委員長 ほかの方はどうですか。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 私も趣旨などは伝えるようにして、なるべく求めていることに関しての回答がストレートに来るようにお願いをして、時間も大体このぐらいだということまで伝えてあります。自分はこのぐらいしゃべるから、これぐらいで収められるようなのにしていただけると、やりやすいのですけれどもみたいな感じで、そこまで言ったりします。

○柴田委員長 どうですか、そのような感じで一応、要は全部出来レース的に、こう言ったら、こう答えてくる、こう言ったら、こう答える、そういうふうに全部シナリオができてしまっているようなのでは、ちょっと私はまずいかなとは思うんですけども。田中委員とか広沢副委員長が言う感じの、こういうことを質問するので、こういう趣旨の答えをちゃんと用意してくれよというのは、ありなのかなと。

田中委員。

○田中委員 そのとおりなのです。

ただ、回答によっては、2の2とか2の3まで行きたいので、当然、打合せするときには、45分とか50分ぐらいで終わるような言い方をさせていただいた中で、答弁によっては、追加で御質問させてもらいますよというようなお話だけは、私の場合はしております。

○柴田委員長 石井委員。

○石井委員 発言しないと、出来レースという、そんな誤解を受けるといけないので。一

般質問は、うちの会派も全員そうですけれども、自分がまず質問したいこと、趣旨、それをもう事前にしっかりと執行部に伝えます。自分の原稿は、全て一字一句全部書いて、時間も計ります。その上で、執行部のほうに、自分はこれだけしゃべるから、これだけの時間でもって的確な答えを出してくださいということは事前をお願いします。

実際やっているときに、違うなと思ったら、その場で言って、こちらが確認します。こういったことですよというふうに確認します。そこら辺は、逆に時間を決められちゃうと、ちょっと困っちゃうなというところがありますので、出来レースをやっているつもりはありません。

○柴田委員長 ということ、どういう質問の趣旨なのかというのは、きちんとすり合わせて、明確な回答が来るような努力を議員側もしているというところのようですが、取りあえず、そういうようなところをまとめてよろしいですか、徳本委員。

○徳本委員 はい。

○柴田委員長 議長はいつも、的確に簡潔明瞭にちゃんと答えてくださいということを執行部のほうに絶えず言っているということなので、引き続き、それを続けていただくということで。

じゃあ、これは現状のままとするということで終わらせたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 ありがとうございます。

田中委員。

○田中委員 今の一般質問のところも含めてなのですけれども、議長が必ず指名を受けてから、議長と呼んでくれというのが、執行部少ないです。そうすると、終わったのかどうか分からない。答弁したいかどうか分からないときに、ちょっと待ったりということがあるので、このところは、何回も繰り返して申し訳ないのですけれども、議事進行のほうをお願いしたいと思います。

○柴田委員長 分かりました。

議員のほうも、もちろん議長と言ってから発言を求めるということで、なかなかできないですよ、それが。

これは二つ目終わりました。

三つ目がオンラインについてなのですけれども、その前に、先ほど局長のほうから、請負300万、あの話がちょっと出たので、議運で条例とかなので話し合うことになるのじゃないかというところなので、その心積もりとか、どこまで、この議運で、今回の3月議会のまでに決めたほうがいいのかとか、そこら辺、もし説明があればお願いしたいのですけれども。

局長。

○永井議会事務局長 先ほどの全員協議会のその他のところで、条例の制定についてということでお話をさせていただきました。資料のほうが全協のところに収まっておりませんので、お聞きいただきたいと思います。

先ほど御説明したので、さらっとなのですけれども、自治法が改正になりまして、市との請負については、年間300万円までができるようになったという改正があります。本当にこれが守られているかどうかということは、確認する必要があるのだろうというのが世間的な認識でございます。これはきちんとやっていたほうがいいということで、総務大臣の通知だとか、全国議長会からの情報提供だとかというのがございまして、それにのっとなった形で、本市議会でも、そういった透明性を担保するための制度をつくったほうがいいのではないかとということでお話をさせていただきました。

内容については、先ほどお話しさせていただいた内容なのですけれども、これからどうしていくかということなのですけれども、つくる、つくらないというのも、これは任意でございますので、そういったところも含めて議論になるのかなというふうには考えています。

事務局で当初、少し肯定的なイメージにつきましては、次回が定例会前の2月5日に議会運営委員会が開かれる予定でございますけれども、そのときに今日お配りしたものよりも、もう少し手の入った資料を御用意させていただきまして、議長会が出してきた案を基に、白井市議会に置き換えた場合は、このような感じになるのじゃないかというサンプルをお示しさせていただいて、その内容を御説明させていただいて、それでいいか悪いかというところを御議論いただくというスタイルで行きたいなというふうには考えておりました。

スケジュールについては、できれば今年度中につくっておくと、本年度の受託、実際に今は事例ないというふうには把握しているのですけれども、まだカバーできるということに理論上なりますので、そういう形でしつらえておいたほうがいいのかということ、3月議会を想定したお話をさせていただきました。

仮に、3月議会の中での提案としたときに、次回2月5日に一度内容の御説明をさせていただいて、1回で決めるというのは乱暴だと思いますので、もう1回、もしくは2回か3回、会議の審議の状況によって、何回かやらせていただいた上で最終的に提案に持っていったらなというようなイメージではありますけれども、これは、あくまでもこういうふうなことが考えられますという提案でございますので、必ずしもこのスタイルでやらなきゃならないということではございません。

次回、もう少し詳しい御説明をさせていただく予定では考えているところでございます。

以上です。

○柴田委員長 田中委員。

○田中委員 私が1回目に当選したときに、選挙管理委員会の方から、私は請負の資格を白井市で持っていました。それで、当選した後だったか、その前だったかあれですけども、資格を条例で禁止になっているので取り下げますというお話をそのときに頂いて。

であれば、幾らでもなかったのです、金額は。でも、それはそれで従って、当然、資格あげませんよということなので、それに従ってお返ししたことがあります。

ですから、今度の場合は、例えばそういう方が何年かというか、何回かに一遍ぐらい、そういう方もいらっしゃると思うので、そういう方がいらっしゃったときには、300万、これの説明をしてあげると、変に勘ぐられないで議員になれるかなと、このように思います。経験です。

○柴田委員長 ありがとうございます。

報告義務も一緒に生じるようなので。これは、今の局長から説明のあったとおり、2月5日にもうちょっと御提案いただけるということなので、お願いしたいと思います。

最後がオンラインによる会議開催についてなのですけども、これ標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例の一部改正案の送付についてという、これはオンライン化のための全国市議会議長会のあれですね、つけてくれた資料は。これ、説明伺ったほうがいいかなと思います。お願いします。

○永井議会事務局長 それでは、本日の議会運営委員会の資料の中に、3点ほど議長会から提供のあった資料を入れさせていただいております。

どれかという、02の05から07までのものが議長会のほうから寄せられた資料の中の一部ということで、今日掲載させていただきました。

02の05というのを開いていただけますでしょうか。なぜこれ載せたかといいますと、今、オンライン委員会の関係について議会運営委員会のほうで議論しているというところで、そこに少し影響のある通知があったということで情報提供として提供させていただいたものです。

まず、この02-05につきましては、議長会からの送付の鏡文になっています。

この通知は何かというと、令和5年4月に自治法が改正になりまして、地方議会に係る手続のオンライン化、これは、オンライン委員会はまた別の話になるのですけれども、例えば請願だとか陳情だとか、あるいは議会内部のいろいろな諸書類というのでしょうか、が条例や規則に定めることによって、オンライン化が可能にできるというふうな改正がございました。

それを受けて、全国議長会のほうで、標準会議規則とか標準市議会委員会条例といって、全国の議会に共通する規則令というのでしょうか、を作成しておりまして、それを今回見直すということで。そういったオンラインの手続であるとか、あとそのほかにも、この機会に、ずっとたなざらしになっていて直したかった箇所が幾つかあったみたいなのですけども、そういった部分の修正だとか、少し時代が変わってきて、そぐわない部分を今

どきに直すとか、そういった趣旨の変更を加えたものを今後、正式に送りますということがありまして。

だったら急いで、この2月、3月、この3月の定例会に、そういう規則を改正するようなスケジュールで動いている市議会もあるので、まだ未定稿ではあるのですが、まず先に、確定前に情報を提示しようということで送付がありました。

内容については、標準会議規則というものと標準委員会条例のひな型を見直したものが送られています。

次に、どういう修正があったかということなのですが、02の07を開いていただきたいと思えます。

ここに、今回どういった改正があったかという概要が端的にまとめられている資料になっています。大きく分けると三つの改正があります。

一つ目は、手続のオンライン化に関する改正ということで、その中にも二つありまして、手続のオンライン化ということと、②としては、オンライン委員会の部分についてのひな型に修正を加えていると。

大きな項目の2つめとしましては、令和4年の検討会議でと書いてありますけれども、どちらかという字句の修正が中心になっています。

それから1枚めくっていただいて、(3)のところ、その他の社会情勢に照らしてという部分の、ここに例として出ているのは、議場に入室するときに、案としていましたコート、マフラー、傘と書いてありますけれども、現行の規則では帽子、外套、襟巻き、つえというような形の書き方になっていますけれども、これを今どきに直したらどうかということで、模範例として修正しているということでありました。

今回、現時点では、オンラインの手続の話は、今さて置いてございますので、議長会から送られてきたサンプルとしては、標準委員会条例の新旧対照表を情報提供としてつけさせていただきました。この標準委員会条例の主な改正部分につきましては、オンライン委員会の開催を規定する場合は、こういう書き方になりますよということの例が示されたものです。

少しこれを説明させていただくと、標準市議会の対照表の1ページの中段に、委員会の開会方法の特例というふうに書いてありまして、ここでオンライン委員会についての書き込みが、規定の仕方の例が出ています。

これが2通り、実は書かれていまして、十五条の二という先に書かれているほうについては、感染症とか災害に限った場合、そのもうちょっと下のほうに、下から2行目ぐらいになるのですが、同じように十五の二とあるのですが、こちらのほうは災害と緊急事態のほかに、育児、介護、その他やむを得ない事由というものを加えた場合には、こういう感じの書き方になりますよというサンプルが示されております。

今回ここでお示しさせていただいたのは、議長会のほうでは、こういった委員会条例の

ひな型のほう、直したものが送られてきていますので、これは、これから議論していくときの参考にしていただければということで資料とさせていただきます。

このほかにも標準会議規則、オンラインの手続の部分もありますが、これはまた、例えば請願をオンラインで受けるとなった場合には、今は本人の署名に記名、押印どちらかということなので、それに準ずるようなものをオンラインでどうやったらいいのかということが、まだまだ不明な部分もございますので、そういった部分を整理しながら、それについては、また今後、御相談させていただきたいというふうには考えております。

以上です。

○柴田委員長 説明ありがとうございました。

そういう状況で、ひな型っぽいものが来ていますということなので、もし白井市議会としてどうするかというの決まったときに、いろいろ改正しなきゃいけないときに、ひな型があると大分楽になるなと思います。

今回は、オンラインの常任委員会なり何なりを開催する、じゃあどういう場合に開催するかということで、少し皆さんも調べてみてくださいとお願いしたと思うのですがけれども、どういふことで白井市議会としてオンラインの会議を認めましょうかということの本題として入っていきたいなと思うのですがけれども、調べてみたり、あと、それなりにお考えをお持ちになった方、もしおられたら。

○石井委員 その前に、委員長、いいでしょうか。

○柴田委員長 石井委員。

○石井委員 今、局長に説明していただいたこの文章について、ちょっとお聞きしたいところがあります。

最初のページの一番下から4行目、最後に令和6年2月8日に開催される会議の、云々かんぬん、了承するとともに、改正の経緯や考え方などをまとめた報告書を全議が作成し、各市議会へ通知する予定であることをというふうに書いてある、ここはどういう意味ですか。

○柴田委員長 局長。

○永井議会事務局 今回送られてきている改正案というのが、標題のところに未定版というふうに書いてありまして、本来、まだこの会議で了承を得ていない状態のものが送られているというような状況で。

というのが、急ぎ、この第1回定例会で直す議会があるらしくて、そういったところに配慮して、早めの情報提供ということで出ているということですが、正式なものは、きちんとその会議で了承された後に通知されるというふうに理解しております。

○柴田委員長 よろしいでしょうか。

○永井議会事務局 今回は、まだ未定の中でお出しさせて、こういう動きが議長会のほうであって、議長会のほうでも、標準の条例とかの修正作業を行っているという情報提供

的な意味合いでございます。

○柴田委員長 石井委員。

○石井委員 ということは、今回は、取りあえずこういう動きがあるということで、未完成版だけれども、動きを知るために各議員に送っていただいたと。

しかし、この最後にというところを読むと、今年の2月8日にこういう会議が開催されて、そこで正式に決定し、各議会に通知される予定であるというふうに考えていいですか。

○柴田委員長 局長。

○永井議会事務局長 そのとおりでございます。説明のところが、そこが漏れておりまして申し訳ございませんでした。

○石井委員 分かりました。

○柴田委員長 そういう流れだということで説明いただいたわけですが、どういう場合にオンラインで委員会開くようにしましょうかということの協議がそろそろできるかなと思いますので、どうでしょうか。

今回は、とにかく話し合ってみましょうというところで、それぞれちょっと調査もしてというところで終わったのですけれども、近隣の様子を聞いたりして、御自身なりに考えをまとめたという方はおられますか。

石井委員。

○石井委員 もう1時間たったので手短かにあれなのですけれども、まだそこまで行っていないです、正直言って。近隣市まで聞いてきて、どうのこうのというところまで行っていない。

というのは、この白井市で本当にこれをつくるとなったら、実際どういう場合が想定されるかというところがなかなかまだ具体化していない、自分の中でイメージとして具体化していない。

ただ、1月1日に能登半島地震がありまして、1月1日、お正月の夕方、こんな時間にこんな大災害があるのだということを考えると、これはしっかり考えていかなきゃいけないというふうに思っています。

ただ、この2月8日にきちっと決まったものが各市議会に通知されるのであれば、これを待ってからでもいいんじゃないかなという気もしているのですけれども、駄目でしょうか。

○柴田委員長 送られてくるのは未定稿じゃなくて、一応これで決まりましたというひな型であって、あくまでそれは案文であって、どういう場合に白井市議会としてオンライン会議を許すかというのは、それぞれに話し合っておかなくちゃいけないことなわけです。

だから、2月8日に来るまで待ちましょうじゃなくて、別に2月8日に来たから即決まりますかといったら、そうでもないわけで、もうかれこれ1年近く中身に入れない状況に

いるので、例えば災害と感染症だけに限るのか、それとも出産とか介護とかも含めるのかとか、こういうケースどうだろうというのを具体的に、それこそ、どういう場合が想定されるかというのを出し合うというのが今日の位置づけに私はしたいなと思っていたのですけれども。

田中委員。

○田中委員 今日資料で頂きました一部改正の概要の2番かな、オンライン委員会に関する規定ということ、ここに委員会開会方法、特例という言葉で内容のところに5行ぐらい書いてありますけれども、基本、私はこれでいいと思っています。

あくまでも大規模災害等発生、または重大な感染症まん延、このときに開会場所に参集することが困難と認めるときは映像と音声云々と、これが基本かなと。私の考え方はここまでです。病気とか出産どうのということになると、逆にオンラインできるからというので無理しちゃうこともあり得ます。逆に、横になっていたい、ただ、正式な委員会のところで、横になってオンラインで賛否をやったり、意見を言うということはできないと思っていますので、あくまでも座って、それなりの格好をしてやらなくちゃいけないのであれば、病気の参加というのは難しいと思っています。

それより、逆に言うと、私事で申し訳ないのですが、点滴を2時間やっていると、その間がちょうど委員会をやっていると。この間、何かありましたですね。それぐらい見せてもらえるとありがたいなというのがありますけれども、あくまでも委員会ということであれば、これが基本かなと、このように思っております。

○柴田委員長 確認ですけれども、動けない状況で点滴しているようなときに、点滴をしているようなところは認めてもらいたいなおっしゃったのですか。

○田中委員 勉強会とか講習とかは、当然、年間何回かありますよね。そういうときに、病院とか自宅で横になりながら、こっちから意見言うのではなくて、一緒の場所で、一緒の音声ぐらひは聞いていたいと思います。

○柴田委員長 そういうケースもある。そうすると、常任委員会とかのオンライン会議と、勉強会とか協議会のような場でのオンラインでの参加。議会だよりはもうオンラインで一応やっているのですよね。だから、そういうようなところとちょっと分けたほうがいいですねということですね。

今日で決定するつもりは全然なくて、それぞれにお考えのところを言っていただきたいなと思います。

石井委員。

○石井委員 今おっしゃっていたのは、オンライン委員会のことじゃなくて、オンライン化のことですか。それ、どちらですかね。あらゆる会議のオンライン化のことを今やろうとしているのか、オンライン委員会のことをやろうとしているのか。

○柴田委員長 いろんなケースがあるわけで、他市は、それこそ、そういうことは全く認

めていなくて、常任委員会以上のものとかでとか、本会議は駄目だとか、そういうふうになっている場合もあるし。だったら、うちの場合は、それこそケースを決めていていいのじゃないですかという話で、今は例示として出してくれたわけですよ。いろんなことは、それは出せばいいのじゃないですか。

それとも、もうオンラインの常任委員会、オンライン委員会に限るというふうにしますか。そこからだって決めなくちゃいけないのです。全く、これは白井市議会の任意だから、どういうふうに決めていくかというのは。

常任委員会とかがもう認められている以上は、いわゆる勉強会とか協議会とか、そういうのというのは、やろうと思えばできる状況にはなるわけですよ。

議長。

○岩田議長 本会議とか。

○柴田委員長 本会議は駄目ですよ。

○岩田議長 そんなことはないですよ。本会議とか委員会でどうするかということを決めるのは、これは議運ですけども、全協とか勉強会というのは、この場ではないですから、この場で議論するのであれば、委員会条例についてだけ議論をお願いします。

以上です。

○柴田委員長 分かりました。そういうことだそうです。

じゃあ、全協のほうで改めて田中委員がそういうことを提案するとかして、皆さんで話し合っていくということですね。

委員会、常任委員会、本会費はまだ、今、法律上駄目ですので、常任委員会とか特別委員会とか、委員会と名前のつくものということに限定されますね。

徳本委員、手を挙げかけていませんでした。

他市の事例とか、ちょっと調べてみたとかいうような方はおられますか。

徳本委員。

○徳本委員 先ほど出た意見に関しては、やっぱり感染、災害というのは切実だというのは共通するかなと思うのですけれども。病気の場合というのがあったのですけれども、先ほどの例を見ても、育児、介護とか、御本人が健康で、家族の事情によってこの場に来られないというケースが、もう一個の条例書いている内容だと思うので。そちらのほうに病気を入るかどうかというのは、基本は病気はお休みですよ。なので、無理してしまうから、そちらは条件に入れないということはあまり考えないで、しっかり休んでもらえばいいんじゃないかなと思っていて。

ここの議会は、日本一、女性の議員の比率が高いということになりましたけれども、やっぱり介護とか育児というのに女性の比率が高い、それで、なかなか時間が取れないという現状というのは、今の時代でもあると思うので、そういう方も参加しやすくということで、育児、介護、やむを得ない事情というのをどうするかというのは、もっと話し合えば

いいと思いますけれども、せっかくオンライン委員会を可能にするのであれば、感染、災害以外の事情というのを入れたほうがいいと思います。

○柴田委員長 今日のところは、要は芽室町議会のように、災害、感染症に限るというのと、あと災害と感染症以外に、介護とか出産とか、病気はどうするかというのはまたあるけれども、そういうふうに、もうちょっと幅広い範囲で認めるということと、取りあえず両方意見が出されたということかなと思います。

それで、もう1時間たちましたし、休憩して引き続きというのもあれなので、ここまでにして、取りあえず具体的に皆様もイメージが出てきたかなと思いますので、また2月5日に引き続き、どんなことで、例をもうちょっと具体的に皆様にイメージしていただいて、御意見を頂ければいいかなと思います。

ちょびっと調べた限りでは、千葉市は今まさに検討中。千葉市の議会活性化委員会とか、やっぱり似たような名前のがあって、すごい計画表が作ってあって、こういうふうに検討しているみたいなのがホームページに載っていたので、そんなことをしながら進めているのかとちょっとびっくりしたのですけれども、そういうところがあるのと。

あと、問い合わせた限りで返事があったのは柏で、柏は何でもオーケーで、病気でも介護とか出産とか、それ以外でも、委員長の裁量というものが入っているらしくて、オーケーになっていると。両方のパターンあるので、だからこそ白井はどうするかというのを決めていきたいというところなのだと思います。

というわけなので、2月5日になれば、また議長会からちゃんとしたものも来るかもしれませんし、8日だけ。別に来ていなくても、もうちょっと具体的に、今度こそもうちょっと他市の状況とかも考えて、でも、あくまでも決めるのはこの議会なので、他市はこうだけれども、うちはこうだねということも考えながら意見交換ができればいいなと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 じゃあ、他市のそれこそお知り合いの議員さんとかにも聞いてみていただければいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私はいいかなと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

取りあえず、今日の話合いは、ここまでにしたいと思います。

ほかに何か、その他のところで何か御意見とかありますか。

議長は何かありますか。

○岩田議長 特にありません。

○柴田委員長 委員の皆さんは特にありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 事務局から何かありますか。

○永井議会事務局長 ございませぬ。

○柴田委員長 ないようですので、以上で本日の議題は終了いたしました。議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議賜りまして、誠にありがとうございました。